



平成 19 年 3 月 16 日

各 位

上場会社名 株式会社アシックス
代表者名 代表取締役社長 和田 清美
上場取引所 東京・大阪市場第一部
コード番号 7936
問合せ先 専務取締役管理統括部長
兼研究部門担当 爲定 涼次

当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、今般、特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2）を 20%以上とすることを目的とする当社株券等（注 3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）をとりまとめ、平成 19 年 3 月 16 日開催の当社取締役会において、以下のとおり決定しましたので、お知らせします。

本対応方針を決定した当社取締役会には、社外監査役 3 名を含む当社監査役 4 名全員が出席し、監査役全員が、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

なお、本対応方針は、平成 19 年 3 月 16 日開催の当社取締役会決議をもって同日より発効しております。ただし、本対応方針の重要性に鑑み、当社株主の皆様の意思を反映させるため、平成 19 年 6 月下旬開催予定の定時株主総会において本対応方針について承認を得るものとしております。本対応方針は、株主総会の承認が得られた場合には、1 年間継続され、もし承認が得られなかった場合には、廃止されることになります。また、その後 1 年毎に定時株主総会において継続の可否について承認を得るものとします。

注 1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）または、

- (ii) 当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注 2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注 1 の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、と の合算において、と との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注 1 の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注 3：株券等とは、証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

1．大規模買付ルールの必要性

（1）当社の大規模買付行為に対する考え方

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様の判断に資するために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

（2）当社の状況

当社は、1949 年（昭和 24 年）に、スポーツを通じて青少年の健全な育成に貢献することを願い鬼塚商会として創業以来、ローマ風刺作家ユベナリスが残した名句「健全な身体に健全な精神があれかし」を創業哲学とし、「すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する」ことを理念に、お客様の求めるものを徹底的に追求し、スポーツをする選手、スポーツを愛するすべての人々や健康を願う方々の役に立つよう、技術とものづくりに対するこだわりを持ち続けてまいりました。

1977 年（昭和 52 年）に、同業 2 社との合併を機に、この創業哲学のラテン語「Anima Sana In Corpore Sano」の頭文字から社名を株式会社アシックス（ASICS）へ変更し、社業の発

展に努めてまいりました。

当社および当社グループは、現在、子会社 28 社および関連会社 6 社で、スポーツシューズ類、スポーツウエア類、スポーツ用具類など専らスポーツ用品を、国内および海外で製造販売しており、長年トップアスリートのニーズに応えてきた技術力とものづくりへのこだわりや欧米を中心とした海外でのシューズを中心としたランニング事業における高いブランドイメージを基盤として、「スポーツ・健康・快適ライフを創造する世界ナンバーワン企業」を目指すべき姿と定め、2010年度までの5か年計画「アシックス・チャレンジ・プラン」を発表し、スポーツを核としたそれぞれの事業領域で、次のとおり事業の拡大・強化に取り組んでおります。

アスレチックスポーツ事業領域

ランニングシューズを中心とした事業の拡充・強化とアパレル事業のグローバルレベルでの拡大

スポーツスタイル事業領域

顧客志向の変化に迅速に対応できる企画・開発体制の確立による「アシックス」・「オニツカタイガー」ブランドでの事業の拡大

健康快適事業領域

店頭での販売促進活動の強化、直営店の出店強化による、ウォーキングシューズ、子供用シューズ事業の拡大

当社および当社グループは、今後も中長期的な視野に立ち、変革を続けていく中で、変えてはならない当社の技術力とものづくりへのこだわりの継承を大きな強みとして、技術力の拡大、蓄積、創造をかさね、クオリティの高い製品とサービスを提供し、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

(3) 情報開示の必要性

以上のような事業を遂行している当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することが重要な要素になります。株主の皆様にとっても、これらの点に関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる企業価値・株主共同の利益を適正に判断することは困難であると考えます。当社は、平素より、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくよう努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提案が当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様は短期間の内に適切に判断していただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考えます。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社および当社グループに与える影響や、当社および当社グループの従業員、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社および当社グループの経営に参画した

ときの経営方針や事業計画の内容等は、大規模買付者の提案が当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか否かを考慮し、継続保有の是非を検討していただくうえで重要な判断材料となると考えます。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか、より当社の企業価値・株主共同の利益を高める代替案がありうるかといった点も、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が、事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであると考えます。また、当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立委員会からの勧告や外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成して公表いたします。さらに、当社取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行うこともあります。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否を検討すること（もし代替案が当社取締役会から提示された場合には、大規模買付者の提案と代替案との優劣を検討すること）が可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとなります。

当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具現化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、下記２．のとおり事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。なお、現時点において、特定の第三者から大規模買付けを行う旨の通告や買収提案を受けておりません。

２．大規模買付ルールの内容

（１）情報の提供

当社取締役会が設定する大規模買付ルールの骨子は、大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会は、一定の評価期間内に当該大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をまとめて公表し、大規模買付者は、の手續後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容などによって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関

する情報を含みます。)

大規模買付行為の目的および内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。)

当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

当社および当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等。

当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容

その他個別具体的な事案において、当該大規模買付行為に対する当社株主の皆様の諾否の判断および当社取締役会の意見形成に必要な情報

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書受領後 10 営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(2) 取締役会による評価と意見の公表

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60 日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または 90 日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として必要であると考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会(後記 3.(3))に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、当該買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様に対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくにとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社取締役会において、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として無償割当てによる新株予約権を発行する場合があります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。かかる場合に該当するか否かを判断するについては、外部専門家等および監査役の意見を参考に提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえ、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙1に記載のとおりです。

次の()から()までに掲げる行為等により企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

- () 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- () 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- () 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- () 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれる場合

買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付等である場合

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言および監査役の見解も参考にしながら、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙１に記載のとおりです。

（３）独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲の決定、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定、対抗措置の要否およびその内容の決定等については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。当社取締役会は、かかる独立委員会（注４）に対して上記の問題を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、当社取締役会に対してその意見を勧告することとします。独立委員会は、その勧告の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求したり、必要な情報について説明を求めたりすることができるものとします。独立委員会の勧告は公表することとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動について決議を行うに際して、必ず独立委員会の勧告手続を経なければならないものとし、かつ独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。これにより、独立委員会が取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。また、取締役会の決定に際しては、当社監査役の見解も参考にしながら決定することとし、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性をより高めるようにいたします。

注４：独立委員会

独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本対応方針が取締役の保身のために利用されないよう監視するとともに、企業価値・株主共同の利益を損なう買収を抑止するという働きを担います。独立委員

会の概要は、別紙２のとおりです。

独立委員会は、社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等計３名以上の独立委員で構成されます。なお、本方針の導入時の独立委員会委員の氏名および略歴は、別紙３のとおりです。

４．株主・投資家に与える影響等

（１）大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上の観点から、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に対する諾否をご判断いただくために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の当該大規模買付行為に対する意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、適切かつ十分な情報のもとで、大規模買付行為に应じるか否かについて適切かつ合理的なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記３．において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

（２）対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合および大規模買付ルールを遵守されているものの当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとることがあります。具体的な対抗措置の概要は別紙１に記載のとおりです。対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当該大規模買付者についても、新株予約権の無償割当ておよび当社取締役会の承認する第三者への譲渡は認められておりますので、経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として別紙１に記載の新株予約権の無償割当てを実施した場合には、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払

込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載・記録（いわゆる名義書換）が未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日まで、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があります（ただし、証券保管振替機構預託株式については、上記手続は必要ありません）。

なお、新株予約権の基準日以後においても、例えば、大規模買付者が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、または、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

5．大規模買付ルールの有効期限等

本対応方針の有効期限は、平成19年6月下旬開催予定の定時株主総会終結の時までとします。上記定時株主総会において、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認が得られた場合は、当該定時株主総会の日から1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時まで1年間有効期間が延長されるものとし、以後も同様とします。もし承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されることになります。

また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および証券取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本対応方針を随時見直していく所存です。本対応方針の本質的な変更および廃止については、株主総会において承認を得て行うものとします。本対応方針は、その有効期間中であっても、当社取締役会により本対応方針を修正（本質的な変更を除きます。以下同じ。）する旨の決議が行なわれた場合は、その時点で修正されるものとします。当社取締役会は、本対応方針の有効期間中に本対応方針を修正する場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。本対応方針を修正することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。

なお、平成18年9月30日現在の大株主の状況は別紙4に記載のとおりです。

以上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める金銭とする。ただし、下記7の取得条項が定められた場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主は、新株予約権の行使に際して出資すべき金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式を受領することになる。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権は譲渡することができる。ただし、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上

独立委員会の概要

1. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた当社社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等、3名以上で構成される。当初の構成員は、米田准三氏、堀龍児氏、森本民雄氏の3名とし、その任期は平成19年3月16日から平成22年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までとする。ただし、平成19年6月下旬開催予定の定時株主総会において本対応方針の継続が承認されなかった場合は、その株主総会終結の時までとする。

構成員の任期は、当初の構成員を除き、選任された日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとし、重任を妨げない。

2. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

3. 決議事項その他の権限と責任

独立委員会は、以下の各号に記載された事項について取締役会の諮問がある場合には、これを検討のうえ自らの意見を決定し、その決定内容をその理由を付して当社取締役会に勧告ないし助言する権限と責任を有する。独立委員会の各委員は、上記の責任を果たすうえで、会社に対して善管注意義務を負い、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から自らの意見を決定することを要し、専ら自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否

大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲

大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討

大規模買付者による大規模買付行為に対する代替案の検討

本新株予約権の発行（無償割当てを含む）または不発行

大規模買付ルールの維持・見直し・廃止

対抗措置の発動の要否および内容

その他大規模買付ルール、本新株予約権、大規模買付行為に関連し、当社取締役会が判断すべき事項について、取締役会が独立委員会にその意見を諮問することを決定した事項

また、独立委員会は、自らの意見の決定に際して適切な判断を確保するために必要かつ十分な情報収集に努めなければならないものとし、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の氏名および略歴

【氏名】米田 准三（よねだ じゅんぞう）

【略歴】昭和 2 年 1 2 月 1 5 日生

平成 2 年 4 月 株式会社太陽神戸三井銀行（現株式会社三井住友銀行）
代表取締役副頭取

平成 3 年 6 月 同行顧問

平成 5 年 4 月 当社監査役（現任）

【氏名】堀 龍児（ほり りゅうじ）

【略歴】昭和 1 8 年 9 月 3 日生

昭和 4 1 年 4 月 岩井産業株式会社入社

平成 8 年 6 月 日商岩井株式会社取締役

平成 1 2 年 6 月 同社常務取締役

平成 1 4 年 6 月 同社専務執行役員

平成 1 5 年 4 月 早稲田大学法学部教授

平成 1 6 年 4 月 早稲田大学大学院法務研究科教授（現任）

【氏名】森本 民雄（もりもと たみお）

【略歴】昭和 1 6 年 1 月 1 4 日生

昭和 3 9 年 4 月 呉羽紡績株式会社（現東洋紡績株式会社）入社

昭和 4 3 年 7 月 東洋紡績株式会社退社

昭和 4 3 年 8 月 監査法人富島会計事務所（現新日本監査法人）入所

昭和 6 3 年 5 月 太田昭和監査法人（現新日本監査法人）代表社員就任

平成 1 2 年 5 月 監査法人太田昭和センチュリー（現新日本監査法人）
理事就任

平成 1 7 年 6 月 新日本監査法人退職

以上

大株主の状況

順位	氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,647	7.82
2	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,025	5.51
3	株式会社三菱東京UFJ銀行	7,858	3.93
4	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパ ニー(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証 券決済業務室)	7,283	3.64
5	日本生命保険相互会社	6,310	3.16
6	株式会社三井住友銀行	5,607	2.80
7	株式会社みずほコーポレート銀行	5,558	2.78
8	ビービーエイチ フォー パリアブル インシュランス プ ロダクツ エフデュースリー エムアイディー キャツプ ポート(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	4,734	2.37
9	アシックスグループ従業員持株会	3,812	1.91
10	ゴールドマン・サックス・インターナショナル(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店)	3,478	1.74
	合 計	71,316	35.66

注 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)および日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち投資信託設定分・年金信託設定分の株式数については、確認できないため記載しておりません。

注 2. 株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループから平成 18 年 2 月 15 日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成 18 年 1 月 31 日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成 18 年 9 月 30 日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,858	3.93
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,111	2.06
三菱UFJ証券株式会社	47	0.02
三菱UFJ投信株式会社	168	0.08

注 3. フィデリティ投信株式会社から平成 18 年 9 月 25 日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成 18 年 9 月 20 日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成 18 年 9 月 30 日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	29,279	14.64

注 4. ダルトン・ストラテジック・パートナーシップ・エルエルピーから平成 18 年 10 月 11 日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成 18 年 9 月 30 日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成 18 年 9 月 30 日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
ダルトン・ストラテジック・パートナーシップ・エルエルピー	11,604	5.80

なお、同社からは平成 19 年 2 月 7 日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成 19 年 1 月 31 日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けております。

氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
ダルトン・ストラテジック・パートナーシップ・エルエルピー	9,486	4.74

以上